平成２４年（フ）第２３７４号
札幌市西区山の手５条３丁目１番10号　グーテハイムⅡ―101号
債務者　田中　寿子（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８０号
札幌市白石区東札幌２条５丁目４番１号　レジデンス丸亀406号
債務者　須川　　蘭
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３９９号
札幌市豊平区平岸１条１丁目５番５号　メゾン藤平岸202号
債務者　鈴木　利絵
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４００号
札幌市北区屯田７条１丁目13番20号　プロムナードＥ－２号
債務者　菊地　圭太
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０９号
北海道江別市見晴台36番地の６
債務者　中川　和之
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４１７号
札幌市中央区南12条西７丁目１番８号　コーポ豊島６号
債務者　岩宮　律子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３４号
札幌市北区新川６条15丁目６番５―405号
債務者　竹内　照義
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４３５号
札幌市北区新川６条15丁目６番５―405号
債務者　竹内　恭子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５９号
札幌市白石区栄通14丁目２番45―408号
債務者　上原　祐之
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地９
市営住宅14―２号棟306号室
債務者　山田　弘美
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１０１号
青森県十和田市東三番町30番13号　サンシャイン十和田Ｂ―202号、住民票上の住所青森県十和田市西十一番町20番13号　メゾン・ドゥ103号
債務者　野坂　靖司
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１０２号
青森県三沢市平畑２丁目１番143号　特電官舎33
債務者　畑中　重一
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１８０号
群馬県太田市鶴生田町888番地　鳥之郷団地731号
債務者　奥泉　　豊
1　決定年月日時　平成24年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２７１号
群馬県安中市安中3945番地４
債務者　尾白　隆雄
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２７７号
群馬県高崎市剣崎町940番地２　松野屋荘３号
債務者　所　創吉朗
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１３８２号
埼玉県川口市北園町15番31号　矢嶋ハイツ102号、旧住所東京都北区王子３丁目10番２号
債務者　石切山悦子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８３号
埼玉県上尾市東町１丁目９番19号　コーポ誠103、旧住所埼玉県上尾市大字上尾下970番地３
債務者　高橋　雅志（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係